

山形村森林整備計画 変更計画書

令和 5 年 4 月 1 日変更
計画期間 自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 13 年 3 月 31 日

長 野 県
山 形 村

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、山形村森林整備計画を変更する。
なお、山形村森林整備計画の変更は、令和 4 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

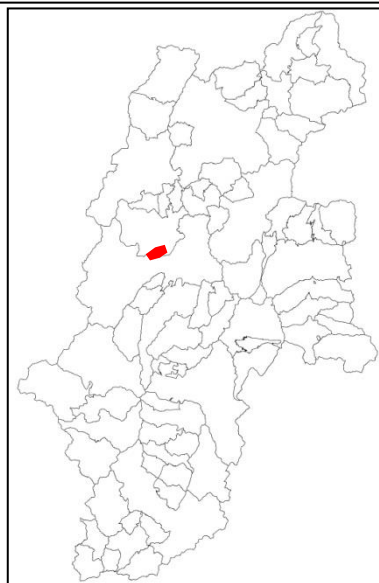
変更理由

立木の伐採（主伐）の標準的な方法の留意事項の追加

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準及び区域の変更

特に効率的な施業が可能な森林の区域を新設

市町村位置図



目次

I	基本的事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
(1)	地域の概況	1
(2)	森林・林業の現状	1
(3)	森林・林業の課題	5
2	森林整備の基本方針	6
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	6
(2)	計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	7
3	森林施業の合理化に関する基本方針	7
II	森林の整備	8
第1	森林の立竹木の伐採（間伐を除く）	8
1	樹種別の立木の標準伐期齢	8
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
3	その他	10
第2	造林	10
1	人工造林	10
(1)	対象樹種	11
(2)	方法	11
(3)	伐採跡地の人工造林をすべき期間	11
2	天然更新	12
(1)	対象樹種	12
(2)	方法	13
(3)	伐採跡地の天然更新をすべき期間	14
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	14
(1)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	14
(2)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	15
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	15
(1)	造林の対象樹種	15
(2)	生育し得る最大の立木の本数	15
5	その他	16
第3	間伐及び保育	16
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	16
(1)	主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	16
(2)	間伐の標準的な方法	17
2	保育の種類別の標準的な方法	18
3	その他	18
(1)	間伐を行う際の留意点	18
(2)	鳥獣害防止対策	19

第4	公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	19
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	19
(1)	水源涵養機能維持増進森林	19
(2)	山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林	19
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
(1)	区域の設定	20
(2)	森林施業の方法	20
3	その他	23
(1)	施業実施協定の締結の促進方法	23
第5	委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	23
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	23
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	23
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	23
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	23
第6	森林施業の共同化の促進	24
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	24
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	24
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	24
第7	作業路網その他の森林整備に必要な施設	25
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	25
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	25
3	作業路網の整備	25
(1)	基幹路網	25
(2)	細部路網	26
第8	その他	27
1	林業に従事する者の養成及び確保	27
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	27
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備	27
III	森林の保護	28
第1	鳥獣害の防止	28
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
(1)	区域の設定	28
(2)	鳥獣害の防止方法	28
2	その他	28
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	28
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	28
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	28

	3 林野火災の予防の方法	28
	4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	29
	5 その他	29
	(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	29
IV	森林の保健機能の増進	30
	1 保健機能森林の区域	30
	2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	30
	3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	30
	4 その他	31
V	その他森林の整備に必要な事項	32
	1 森林経営計画の作成	32
	2 生活環境の整備	32
	3 森林整備を通じた地域振興	32
	4 森林の総合利用の推進	32
	5 住民参加による森林の整備	32
	6 森林経営管理制度に基づく事業	33
	7 その他必要な事項	33
	【計画策定の経過】	33
VI	参考資料	34
	1 人口及び就業構造	34
	2 土地利用	35
	3 森林転用面積	35
	4 森林資源の現況等	35
	5 林産物の生産概況	35
	6 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	35

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◆ 位置（山形村役場）

東経 137° 52' 55" 北緯 36° 9' 54" 海拔 685m

◆ 面積

24.98k m²（東西 8.5km、南北 4.7km）

◆ 土地の地目別面積＜平成 31 年 1 月 1 日現在＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
2.03	5.98	2.58	12.75	0.07	1.59

◆ 気象（令和 2 年中：山形村気象観測所）

平均気圧 (現地気圧)	気温			年間総降水量	風速平均
	平均	最高	最低		
936.5 hpa	12.7 °C	36.8°C	-11.6°C	1,230.5mm	2.0m/s

◆ 地形・地質

本村は、長野県のほぼ中央、松本盆地の西端に位置し、西部に飛騨山脈へと連なる山地をもち、東南北に向かい、なだらかな扇状地が広がっています。

産業は農業が中心ですが、林業においては、県内でも有数の苗木の産地となっています。

住民の森林に対するニーズは多岐にわたり、今日の森林の果たす役割は、木材生産のみならず自然の中での観光、下流域の災害防止、そして景観の維持なども重要となっています。

標高 1,100m から 1,500m の間の森林には、古刹清水寺や宿泊施設、約 200 区画の別荘地があり、訪れた人たちに四季折々の自然を楽しむ憩いの場を提供しています。また、山地災害等の発生を防止するためにも周辺の整備が望まれています。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本村の総面積は 2,498ha で、森林の面積は、1,275ha と総面積の約 51% を占め、更にそのうちの約 52%、659ha が個人等の所有となっています。

森林全体の約 90% にあたる 1,142ha がアカマツ、カラマツを主とした針葉樹で構成され、人工林は 883ha、約 69% です。主な齢級配置は、12 齢級から 14 齢級で、15 齢級以上の森林も多いことから、村の森林全体が主伐期を迎えているといえます。

また、西部の林道本沢線、横吹 1 号線沿いの地区は、カラマツ人工林が主体の森林ですが、水道水源地等があることから、将来は複層林、広葉樹との混交林に誘導し、保水機能を高めてゆく必要があります。

本村の森林は従来の林業生産や水道水源^{かん}の涵養のほか、自然の恵みがもたらす環境の利用など多様な構成となっています。

【人天別森林資源表】

単位:面積 ha、蓄積m

民 国 別	資 源 量	合 計				人 工 林			天 然 林		
		合 計	針 葉 樹	広 葉 樹	無 立 木 地	合 計	針 葉 樹	広 葉 樹	合 計	針 葉 樹	広 葉 樹
民 有 林	面 積	1,274.61	1,140.94	121.39	12.28	882.80	881.73	1.07	379.53	259.21	120.32
	材 積	324,916	311,803	13,113		249,580	249,494	86	75,336	62,309	13,027
国 有 林	面 積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	材 積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	面 積	1,274.61	1,140.94	121.39	12.28	882.80	881.73	1.07	379.53	259.21	120.32
	材 積	324,916	311,803	13,113		249,580	249,494	86	75,336	62,309	13,027

出典) 令和2年9月1日現在森林資源データ

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

民有林の人工林割合面積 70%蓄積 77%

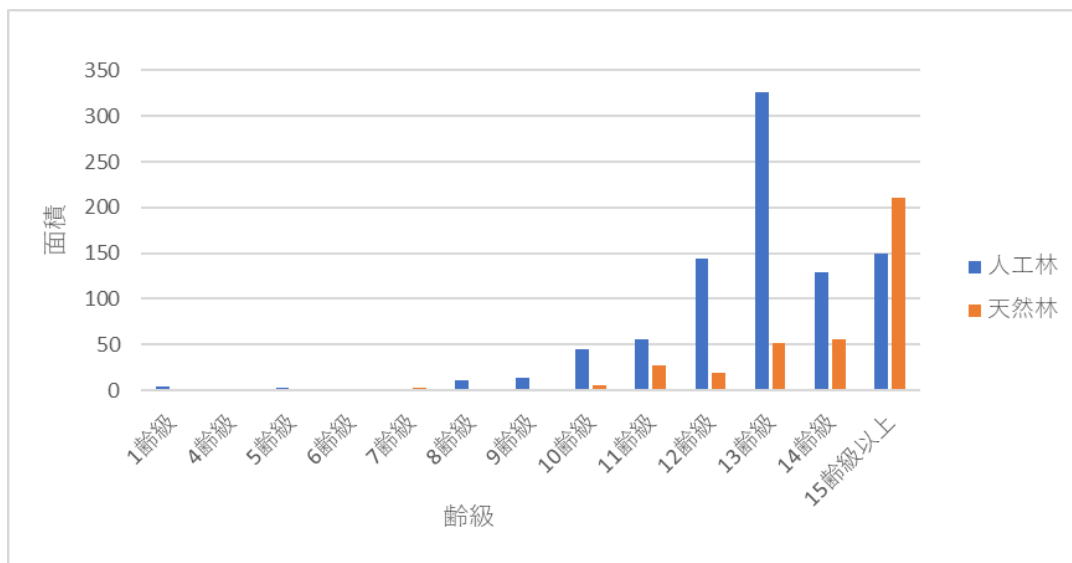
【民有林の樹種別構成表】

樹 種	面 積 (ha)			蓄 積 (m3)		
		比 率	計画区内比率		比 率	計画区内比率
カラマツ	702.53	55.1%	2.3%	198,759	24.4%	2.8%
アカマツ	337.27	26.4%	1.5%	79,151	61.2%	1.7%
ヒノキ	56.05	4.4%	1.3%	12,189	6.6%	2.0%
スギ	43.55	3.4%	0.5%	21,389	3.8%	0.6%
その他針	1.54	0.1%	0.1%	315	0.1%	0.1%
広葉樹	121.39	9.5%	0.2%	13,113	4.0%	0.2%
施設・未立地	12.28	1.0%		0	0.0%	
合 計	1,274.61	100.0%		324,916	100.0%	

出典) 令和2年9月1日現在森林資源データ

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、中部山岳計画区内の樹種ごとに占める割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

所有形態別では、私有林と公有林がほぼ1：1の割合で、私有林の内訳では個人所有が大半を占めています。

南部の林道大池線、堂ヶ入線沿いの地区は、カラマツ、ヒノキの人工林が主体の森林であり、木材の循環利用に適した地区といえますが、路網整備の遅れ等から森林整備の遅れが目立っています。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積(ha)		蓄積(m³)	
			割合		割合
公有林	県	-	-	-	-
	市町村	615.83	48.3%	154,127	47.4%
	財産区	-	-	-	-
	公有林 集計	616.41	48.3%	154,127	47.4%
私有林	個人	524.88	41.2%	138,807	42.7%
	共有	49.84	3.9%	13,197	4.1%
	集落	43.69	3.4%	10,651	3.3%
	その他	40.37	3.2%	8,134	2.5%
	私有林 集計	658.78	51.7%	170,789	52.6%
総計		1,274.61	100.0%	324,916	100.0%

出典) 令和2年9月1日現在森林資源データ

③ 林業労働の現状

山形村は、松本広域森林組合筑南支所を中心に補助制度を活用し、森林整備を進めています。

木材市場としては、長野県森林組合連合会の中信木材センターが安曇野市に位置し、木材流通の要となっています。また、塩尻市の『信州F・POWERプロジェクト』への村内産材の供給を計画します。

【事業体別林業従事者数】

区分	組合・事業者数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	(1)	(17)	(13)	松本広域森林組合筑南支所の人数
生産森林組合				
素材生産業				
製材業				
建設業				
合計				

【林業機械等設置状況】

機械名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機					
モノケーブル					
リモコンウインチ					
自走式搬器					
運材車					
ホイールトラクタ					
動力枝打機					
トラック		該当無し			
グラップルクレーン					
フェラーバンチャ					
スキッド					
プロセッサ					
グラップルソー					
ハーバスタ					
フォワーダ					
タワーヤーダ					
スイングヤーダ					
合計					

④ 林内路網の整備状況

山形村は、林道が9路線、作業道3路線が開設されており、1ha当りの林内路網の長さである林内路網密度は公道である村道を含め、32.7m/haあり、長野県の平均値より高い路網密度になっています。

【路網整備状況（令和元年度末）】

区分		路線数	延長		密度
基幹路網	公道	36 路線	17.90km	12.16km	14.03m/ha
	林道	9 路線	19.73km	11.80km	15.46m/ha
	林業専用道	0 路線	0.00km	0.00km	0.00m/ha
	計		37.63km	23.96km	29.49m/ha
森林作業道		3 路線	4.05km	0.00km	3.17m/ha
合計		48 路線	41.68km	23.96km	32.66m/ha

⑤ 保安林の配備、治山事業の実施状況

公益的機能の確保のため、約586ha、民有林の約46%が保安林に指定されています。土砂崩落・土砂流出防備保安林が約半数を占めており、災害を予防するための治山事業が実施されています。

【保安林配備状況】

保安林種	面積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	198.44ha	15.57%
土砂流出防備保安林	254.05ha	19.93%
土砂崩壊防備保安林	0.00ha	0.00%
風害防備保安林	0.00ha	0.00%
水害防備保安林	0.00ha	0.00%
干害防備保安林	72.89ha	5.72%
落石防止保安林	0.00ha	0.00%
保健保安林	0.00ha	0.00%
風致保安林	0.00ha	0.00%
合計	525.38ha	41.22%

出典) 令和2年9月1日長野県民有林の現況

注) 2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、延べ数になっています。

【治山事業実施状況】

事業名	地区名	計画期間	主な工種
保安林緊急改良事業	唐沢川	H29～R8	森林整備・保育

(3) 森林・林業の課題

① 伐期を迎える森林の取り扱い

森林の林齢の構成を見ると、人工林は13齢級に大きなピークがあり、天然林は15齢級以降に大きな偏りを見せています。アカマツ、カラマツの標準伐期齢が40年であることから、多くの森林が伐期を迎え、利用できる大きさに達しているといえます。

近年は木質バイオマス燃料として木材の需要が高まっているものの、全体的な木材価格は依然として低迷しており、森林を伐採しても植栽を行う経費の捻出が難しいことから、多くの森林は適切な間伐による密度調整を行いながら伐採の時期を待つという状況にありますが、立木の多くは利用可能な大きさに成長しているため、搬出間伐だけでなく、主伐・再造林を進める必要があります。

一方、立木の成長が思わしくない、搬出が困難であるなどの理由で林業経営に適さない森林においては、森林経営管理制度により、村が管理を実施することも求められています。

② 集約化による効率的な森林整備の推進

木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や世代交代によって、森林・林業に対する関心が依然として低い状況です。また、山形村は森林所有者の森林面積が小さい傾向があるため、効率的な森林施業が困難となっています。特に林内路網の開設や、高性能林業機械を用いた搬出間伐や主伐を行うためにはまとまった面積の森林で施業を行う必要があります。

そのため、林業事業体による森林経営計画の作成を推進するとともに、高性能林業機械の導入や林内路網の整備を進める必要があります。

③ 災害に強い森林づくり

山形村は、山沿いや中山間地に多数の住民が生活しています。近年は集中豪雨が多発しており、山地災害に強い森林の整備が必要となっています。

地すべりや、山腹崩壊などの土砂災害防止に配慮した森林整備が必要です。

④ 水源の確保

唐沢川の源流にあたる本沢周辺は、村の上水道唯一の水源となっている重要な森林であり、水源を涵養する能力の高い豊かな土壌を育む森林の整備が望まれます。

⑤ 多様なニーズに対応した森林整備

近年は、木材生産や災害の防止だけではなく、生物多様性の確保、景観の向上、自然とのふれあいなど、村民が森林に求めるものが多様化・高度化しています。

素晴らしい景観が望め、保養地となっている清水高原や宿泊施設、散策道がある清水寺周辺を整備し、身近な森林とのふれあいの場となるよう、目的に応じた森林の取り扱いが必要となります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、中部山岳地域森林計画の「【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の 主な施業の方法	設定理由
曾倉	山地災害防止	未達成	誘導	伐期の延長 長伐期通常	林床の裸地化の縮小、回避を図り、災害に強い森林に整備し、山地災害の発生危険性が高い地域では、治山事業の積極的な導入を行う。
堂ヶ入	土壌保全	未達成	誘導	伐期の延長 長伐期通常	
本沢横吹沢	土壌保全	未達成	誘導	伐期の延長 長伐期通常	
本沢・横吹沢・ 曾倉沢	水源涵養	達成	維持	伐期の延長 長伐期通常	良質な水の安定供給を図る。
清水高原	保健・レクリエーション	達成	維持	伐期の延長 長伐期通常	遊歩道や周辺の宿泊施設、別荘地と合わせて安らぎと憩いの場として整備する。

【森林の有する機能一覧表】

森林の有する機能
水源涵養
山地災害防止/土壌保全
快適環境形成
保健・レクリエーション
文化
生物多様性保全
木材生産機能維持増進

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

森林のもつ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるとともに、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図ります。

人工林の大半を占めるカラマツをはじめ、多くの森林が主伐期を迎えていますが、労働力、資金力等を勘案し、森林経営管理制度も活用しながら、適切な施業を進めます。

- ・ 成熟した人工林資源の活用推進
- ・ 森林・林業に携わる次世代の育成
- ・ 技術、知識の啓発を通じた、関わりやすい森林環境づくり
- ・ 森林経営計画など各種計画、制度の推進

3 森林施業の合理化に関する基本方針

長野県、山形村、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立竹木の伐採（間伐を除く）

中部山岳地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定めます。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40 年	50 年以上	おおむね 80 年以上
	アカマツ	40 年	50 年以上	おおむね 80 年以上
	ヒノキ	45 年	55 年以上	おおむね 90 年以上
	スギ	40 年	50 年以上	おおむね 80 年以上
	その他針葉樹	60 年	70 年以上	おおむね 120 年以上
広葉樹	クヌギ	15 年	25 年以上	おおむね 30 年以上
	ナラ類	20 年	30 年以上	おおむね 40 年以上
	ブナ	70 年	80 年以上	おおむね 140 年以上
	その他広葉樹	20 年	30 年以上	おおむね 40 年以上

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立竹木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めたうえで伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	択伐以外のもの。
択伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう。（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。）

【主伐の留意事項】

区分	留意事項
共通事項	① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
皆伐	① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m 以上（周辺森林の成木が 20m を超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m 程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 ・河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 ・人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択伐	① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m 以上離れていること。 ② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m 未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m 以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオに留意することとします。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うこと。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材にあたっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	山形村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者（県認定計画は、松本地域振興局市町村認定は山形村）
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

確認方法は、「第2造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、山形村が森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり、必要がある場合は、長野県松本地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

中部山岳地域森林計画で定める指針に基づき、造林に関する事項を下記のとおり定めます。

加えて、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本するとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法を勘案し、林業普及指導員と相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中庸仕立て	3,000 本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000 本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000 本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300 本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000 本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000 本	

注）上記本数を基準とするが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月から6月中旬まで又は10月下旬から11月下旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐	択伐
伐採終了年度の翌年度の初日から 2 年を経過する日までの期間。	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間。

2 天然更新

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ（ヤナギ科）	オノエヤナギ（ヤナギ科）	その他ヤナギ類（ヤナギ科）
サワグルミ（クルミ科）	オニグルミ（クルミ科）	ヨグソミネバリ（ミズメ）（カバノキ科）
ウダイカンバ（カバノキ科）	シラカンバ（カバノキ科）	ダケカンバ（カバノキ科）
ネコシデ（カバノキ科）	ハンノキ（カバノキ科）	ケヤマハンノキ（カバノキ科）
コバノヤマハンノキ（カバノキ科）	ヤハズハンノキ（カバノキ科）	ミヤマハンノキ（カバノキ科）
ヤシャブシ（カバノキ科）	ミヤマヤシャブシ（カバノキ科）	ヒメヤシャブシ（カバノキ科）
オオバヤシャブシ（カバノキ科）	アサダ（カバノキ科）	サワシバ（カバノキ科）
クマシデ（カバノキ科）	イヌシデ（カバノキ科）	アカシデ（カバノキ科）
ブナ（ブナ科）	イヌブナ（ブナ科）	コナラ（ブナ科）
ミズナラ（ブナ科）	クヌギ（ブナ科）	カシワ（ブナ科）
クリ（ブナ科）	オヒョウ（ニレ科）	エノキ（ニレ科）
エゾエノキ（ニレ科）	ハルニレ（ニレ科）	ケヤキ（ニレ科）
フサザクラ（フサザクラ科）	カツラ（カツラ科）	ヒロハカツラ（カツラ科）
タムシバ（モクレン科）	コブシ（モクレン科）	ホオノキ（モクレン科）
カスミザクラ（バラ科）	オオヤマザクラ（バラ科）	ミヤマザクラ（バラ科）
ウワミズザクラ（バラ科）	イヌザクラ（バラ科）	ズミ（バラ科）
アズキナシ（バラ科）	ウラジロノキ（バラ科）	ナナカマド（バラ科）
キハダ（ミカン科）	イタヤカエデ（カエデ科）	ウリハダカエデ（カエデ科）
オオモミジ（カエデ科）	ヤマモミジ（カエデ科）	コミネカエデ（カエデ科）
ミネカエデ（カエデ科）	トチノキ（トチノキ科）	シナノキ（シナノキ科）
オオバボダイジュ（シナノキ科）	ハリギリ（ウコギ科）	コシアブラ（ウコギ科）
ヤマボウシ（ミズキ科）	ミズキ（ミズキ科）	クマノミズキ（ミズキ科）
リョウブ（リョウブ科）	オオバアサガラ（エゴノキ科）	コバノトネリコ（アオダモ）（モクセイ科）
ヤチダモ（モクセイ科）	アカマツ（マツ科）	カラマツ（マツ科）
キタゴヨウ（マツ科）	チョウセンゴヨウ（マツ科）	モミ（マツ科）
ウラジロモミ（マツ科）	シラビソ（マツ科）	オオシラビソ（マツ科）
トウヒ（マツ科）	ツガ（マツ科）	コメツガ（マツ科）
スギ（スギ科）	ヒノキ（ヒノキ科）	サワラ（ヒノキ科）
アスナロ（ヒノキ科）	クロベ（ネズコ）（ヒノキ科）	ネズミサシ（ヒノキ科）
イチイ（イチイ科）	（平成 20 年 1 月長野県「災害に強い森林づくり指針」解説を参考としました。）	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数（参考）		ぼう芽の発生するおむねの限界根元直径（参考）
ぼう芽更新樹種	ミズナラ（ブナ科）	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ（ブナ科）	10 cm	20 本	40 cm
	クリ（ブナ科）	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ（モクレン科）	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ（バラ科）	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ（カエデ科）	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ（カエデ科）	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ（カバノキ科）	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ（カエデ科）	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ（ウコギ科）	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ（ミズキ科）	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ（リョウブ科）	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

（平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』を参考としました。）

（2）方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方法	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘察し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。必要な場合は、長野県松本地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。

なお、調査記録は、永年保存します。

② 更新の判定基準

区分	内容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、中部山岳地域森林計画書の表 3-13 を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知)の 3 の 3 - 2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種

が存在しない森林とします。なお、主伐を行う場合は、天然林であっても原則として人工造林を計画することとします。

また、近年のニホンジカ等による被害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積	備考
1 い、1 ほ、2 い、2 ろ、2 は、 2 に、2 ほ、2 へ、2 と、2 ち、 3 い、3 ろ、3 は、3 ほ、5 は、 5 に、5 ほ、5 へ、5 と、6 い、 6 ろ、7 ろ、7 り、8 ろ、8 は、 8 と、9 い、9 ろ、9 は、11 は、 12 い、12 ろ、12 は、12 に、 13 い、13 ろ、14 い、14 ろ、 14 は、14 に、14 ほ、16 い、 17 ろ、17 は	795.69ha	アカマツについては、天然下種更新もできるものとする

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2 の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

5 その他

第3 間伐及び保育

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) () 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は次のとおりとします。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

※森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となります。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

（2）間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の木材の用途等の目標を定め、それに向けて間伐を行うものとします。

また、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに 必要 回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要 に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

- ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。
- イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。
- ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘察しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘察し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの①から④の森林	おおむね 80 年	おおむね 80 年	おおむね 90 年	おおむね 80 年	おおむね 120 年	おおむね 30 年	おおむね 40 年	おおむね 140 年	おおむね 40 年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表 2 に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表 3 に定めます。

なお特に効率的な施業が可能な森林については、次の①～⑤すべてに該当する森林とし、林小班単位で設定する。

- ① 人工林が過半
- ② 地位 3 以上の森林が過半
- ③ 平均傾斜が 30 度以下
- ④ 道から小班の距離が 200m 以内
- ⑤ 制限林は除外

※これらの条件に準ずると村長が判断した箇所

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種	施業の方法
植栽	主伐の実施後 5 年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則 2 年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則 2 年以内に植栽する。
間伐	おおむね 5 年後に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の 35% 以内の伐採とする。

主伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して 20ha を超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く)による場合は、伐採率 70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に 100 分の 120 を乗じて得た値(カルクサ式補正)に相当する材積に 5 を乗じて得た材積以下とする。

【別表 1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林 かん	伐期の延長を推進すべき森林	1 ろ、3 い、3 ろ、3 は、3 に、3 ほ、4 い、5 ろ、5 は、5 に、5 ほ、8 と、9 い、9 は、9 に、10 ろ、10 は、11 い、11 は、11 に、12 は、14 い、14 ろ、14 は、14 に、14 ほ、15 い、15 ろ、16 い、17 い、17 ろ、17 は	472.37

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
維持増進森林 山地災害防止・土壌保全機能	複層林施業を推進すべき森林	3ろ、3は、3に、5い、5ろ、5に、5ほ、5へ、5と、6は、9に、14い	15.78
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		
森林 快適環境形成機能維持増進	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		
保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	4い、5ろ、5は、5に、5ほ	38.84
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		
推進すべき森林 その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を	複層林施業を推進すべき森林		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	長伐期施業を推進すべき森林		

【別表 3】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材生産機能維持増進森林	皆伐	1い、1ほ、2い、2ろ、2に、3に、5い、5ろ、5に、5ほ、5へ、5と、6い、6は、6に、7い、7ろ、7は、7に、7ほ、7へ、7と、7ち、7り、8い、8ろ、8は、8に、8ほ、8へ、8と、8ち、9い、9ろ、9は、9に、10い、10ろ、11へ、11と、12ろ、12は、14い、14ろ、15い	462.25
	特に効率的な施業が可能な区域 主伐 ※人工林については、原則として主伐後には植栽による更新を行うこと。	1ろ、1は、1に、2は、2へ、2と、2ち、2ほ、6ろ、10は、11い、11ろ、11は、11に、11ほ、12い、12に、13い、13ろ	285.02

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林法第10条の11第2項に規定する法人について、積極的に施業実施協定の締結を促進します。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

山形村には森林の所有規模1ha未満の小規模所有者が多く、さらに森林所有者の高齢化や世代交代が進んでいることから、自ら森林を適正に管理することが困難になっています。

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が、計画的かつ効率的に実施するため、長期の施業委託によって森林の経営規模拡大充実を促進し、令和13年度までに民有林面積のおおむね8割で策定されるよう持続的な森林経営を推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- (1) 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO 法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- (2) 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- (3) 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- (1) 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- (2) 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- (1) 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- (2) 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- (3) 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- (4) 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- (2) 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】(単位:m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域(Ⅰ0 林班及びⅠⅠ 林班)として低コスト林業を実現するために路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(Ⅰ) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
林道規格	昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成23年4月15日23信木第39号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位延長：m 面積：ha

開設/ 拡張	種別	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区域 面積	前半5年 計画箇所	対図 番号	備考
開設(新設)	自動車道	林道	山形村	本沢	500	158			
開設(新設)	自動車道	林道	山形村	大池支	500	20	○	①	
開設(新設)	自動車道	林道	山形村	南沢	700	58			
開設(改築)	自動車道	林道	山形村	北沢	1,300	111	○	②	
拡張(改良)	自動車道	林道	山形村	堂ヶ入	【25】 500	139	○	③	
拡張(改良)	自動車道	林道	山形村	大池	【20】 1,320	207	○	④	
拡張(改良)	自動車道	林道	山形村	横吹1号	【5】 600	128	○	⑤	
拡張(改良)	自動車道	林道	山形村	横吹2号	【4】 300	36			
拡張(改良)	自動車道	林道	山形村	平沢	【1】 430	12	○	⑥	
拡張(舗装)	自動車道	林道	山形村	横吹2号	200	36			
拡張(舗装)	自動車道	林道	山形村	大池	600	207	○	④	

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
森林作業道作設指針	平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成23年8月1日23森推325号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う20代から30代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、周辺市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、周辺市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状	将来
伐倒 造材 集材 運材	村内一円	チェーンソー トラクター	チェーンソー プロセッサ タワーヤーダ フォワーダ
造林 保育等	地拵え、下刈り	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

森林資源の成熟にともない、今後間伐材を中心とした地域材の有効活用が期待されているなか、国は平成22年10月1日『公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律』を施行し、長野県は『公共建築物・公共土木工事等における県産材利用指針』を公表しました。これにともない、山形村においても平成24年10月1日『山形村の公共建築物・公共土木工事等における木材利用指針』を策定し、公共建築物等への地域材の利用促進を図っています。

間伐材を中心とした地域材の有効活用が期待されるなか、流通・加工体制は中信木材センターへの出荷が多数であり、近隣の市村及び木材加工事業者と連携し、加工体制の整備に必要な施設等について研究を行います。

III 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣をニホンジカとしますが、当村では被害がないため、区域の設定は行いません。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣別に被害防止効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布及び塗布、わな及び銃器による捕獲により、鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行います。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・ 伐倒駆除
- ・ 薬剤散布等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換
- ・ ライフライン等保全のための、倒木の危険のある立木及び枯損木の伐採

主伐、間伐、更新等について

「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」により実施します。

(2) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(3) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第Ⅰに掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

山形村は一部の地域でツキノワグマによる剥皮被害、カモシカによる植栽木への被害が発生しています。また、ニホンザル、イノシシによる農業被害が深刻なため、農業被害対策と連携して緩衝帯整備、有害鳥獣の個体数調整を実施します。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発運動への参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、

地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第21条に基づき実施しなければなりません。そのため、山形村では、火入れの許可に当たっては、下記のことを留意します。

項目	内容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	ア造林のための地ごしらえ イ開墾準備 ウ害虫駆除 エ焼畑 オ採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）
許可条件	期間（7 日以内） 面積（1 件当たり 5ha 以内） 従事者（1ha まで 15 人以上） 1ha を超える場合は、超える部分の面積 1ha あたり 1 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 7 日前までに産業振興課に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	①火入れ許可申請書 ②火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談） ③他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

5 その他

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域（林小班）	備考
松くい虫被害森林周辺	樹種転換を促進する

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

公益的機能別施業森林の快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
堂ヶ入 清水高原	4い、5い～と、 12 い～に、13 い、ろ	210	173	35			2	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分		施業の方法		
		複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植栽		主伐の実施後 5 年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を 2 年以内に植栽する。		
間伐		単層林である場合、Ry0.85 以上の森林については、Ry が 0.75 以下となるよう間伐する。		
伐採	林齢	標準伐期齢以上		
	方法	伐採率 70% 以下の伐採	天然更新 伐採率 30% 以下の択伐 人工植栽 伐採率 40% 以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に 10 分の 5 を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に 10 分の 7 を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カルタギ式補正)に相当する材積に 5 を乗じて得た材積以下とする。		
		立木材積は、下層木を除いて Ry0.75 以上、伐採材積は、Ry0.65 以下となるよう伐採する。		

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地区名	施設名
清水高原	管理棟・遊歩道及びこれに類する施設

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、次のことに留意するものとします。

- ・ 森林及び森林保健施設の適切な管理
- ・ 防火体制及び防火施設の整備
- ・ 利用者の安全
- ・ 交通の安全・円滑の確保

(3) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ	18m	
カラマツ	18m	
その他	14m	

4 その他

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)	設定の理由
山形村	1~17	1,274.61	松くい虫被害が拡大する可能性のある、村内全域について森林経営計画の作成を促進するため

2 生活環境の整備

清水高原宿泊施設、別荘地へのアクセス路網が充実するよう整備します。

3 森林整備を通じた地域振興

近隣市の『信州F・パワープロジェクト』で再生可能エネルギーとして木質バイオマスへの取組が加速しているなか、未利用材の有効活用策として、薪ストーブ等木材利用を推進します。

また、計画的な森林整備、林業経営基盤の整備を推進し、地域材利用を拡大し、地域振興を図ります。

4 森林の総合利用の推進

清水高原には森林と親しむことができる遊歩道が整備されています。今後は、維持管理に努めるとともに広葉樹の植栽、不良木の除去、遊歩道の整備等、住民が森林に親しむ施設として管理を進めます。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

地域住民、児童生徒を対象に生涯学習、学校教育、地域学習の材料として森林体験活動等を実施するなど、住民と森林の接点を増やし、山林・森林行政への意識高揚につながる事業を推進します。

(2) 上下流連携による取組

長野県が平成15年度より実施している『森林の里親促進制度』を活用し、企業等が里山の森林整備を行う場所や機会の紹介、支援を今後とも進めます。

(3) その他

集落所有林など、地域住民が共同で管理・使用している森林については、積極的な整備を実施するよう働きかけます。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者への意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

区域	作業種	面積	備考
設定なし			

7 その他必要な事項

(1) 市町村有林の経営に関する事項

山形村は 616ha の森林を経営しており、森林施業の先導的な役割を担っています。また、成熟しつつある人工林は村の大切な財産であり、適正な森林整備を推進し、木材の有効活用を図るとともに、良好な森林環境の維持を目指します。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

山形村教育委員会が作成した『山形村遺跡地図』に森林内の埋蔵文化財の位置が示されているため、村内で森林整備を実施する際には、事前に当該図面を閲覧し、埋蔵文化財の保護に十分配慮します。

【計画策定の経過】

1. 森林法第 10 条の 5 第 6 項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和 3 年 1 月 15 日	会議開催時口頭	山形村林業委員
令和 4 年 1 月 14 日	会議開催時口頭	山形村林業委員

2. 公告・縦覧期間

(当初) 令和 3 年 1 月 29 日から令和 3 年 2 月 28 日まで

(第 1 回変更) 令和 4 年 1 月 17 日から令和 4 年 2 月 16 日まで

(第 2 回変更) 令和 5 年 1 月 25 日から令和 5 年 2 月 24 日まで

3. 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
産業振興課	課長	村田鋭太	
産業振興課林務係	係長	島田真一	

4. 森林法第 10 条の 12 の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
松本地域振興局	林務課普及係	課長補佐兼普及係長	太目辰也	林業普及指導員

5. 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後 1 ヶ月以内	
広報掲載	令和 3 年 5 月	当初
	令和 4 年 5 月	第 1 回変更
	令和 5 年 5 月	第 2 回変更
住民説明会の開催		

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

	年次		総計	0～14 歳	15～29 歳	30～44 歳	45～64 歳	65 歳以上
実数 (人)	H17 年	男	4,018	687	601	815	1,172	743
		女	4,177	628	565	837	1,150	997
		計	8,195	1,315	1,166	1,652	2,322	1,740
	H22 年	男	4,147	671	568	915	1,162	831
		女	4,278	628	537	850	1,193	1,070
		計	8,425	1,299	1,105	1,765	2,355	1,901
	H27 年	男	4,133	658	529	869	1,082	995
		女	4,257	610	476	821	1,091	1,259
		計	8,390	1,268	1,005	1,690	2,173	2,254
構成比 (%)	H17 年	男	49.03	8.38	7.33	9.95	14.30	9.07
		女	50.97	7.66	6.89	10.21	14.03	12.17
		計	100.00	16.05	14.23	20.16	28.33	21.23
	H22 年	男	49.22	7.96	6.74	10.86	13.79	9.86
		女	50.78	7.45	6.37	10.09	14.16	12.70
		計	100.00	15.42	13.12	20.95	27.95	22.56
	H27 年	男	49.26	7.84	6.31	10.36	12.90	11.86
		女	50.74	7.27	5.67	9.79	13.00	15.01
		計	100.00	15.11	11.98	20.14	25.90	26.87

(出典：国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第 1 次産業				第 2 次産業		第 3 次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業	
実数 (人)	H17 年	4,696	969	16		985	1,349		2,362
	H22 年	4,681	885	8		893	1,245		2,543
	H27 年	4,663	854	10		864	1,264		2,535
構成比 (%)	H17 年	100	20.63	0.34		20.97	28.73		50.30
	H22 年	100	18.91	0.17		19.08	26.60		54.32
	H27 年	100	18.31	0.21		18.53	27.11		54.36

(出典：国勢調査)

2 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
面積 (k m)	H17	24.94	8.17	2.05	5.54	0.58	0.58	0.00	0.00	0.00	12.85	12.78	0.07	3.92
	H22	24.94	8.11	2.05	5.48	0.58	0.58	0.00	0.00	0.00	12.85	12.78	0.07	3.98
	H27	24.98	6.63	1.53	4.64	0.46			0.00		12.86	12.86		5.49
構成比 (%)	H17	100	32.76	8.22	22.21	2.33	2.33	0.00	0.00	0.00	51.52	51.24	0.28	15.72
	H22	100	32.52	8.22	21.97	2.33	2.33	0.00	0.00	0.00	51.52	51.24	0.28	15.96
	H27	100	26.54	6.12	18.57	1.84			0.00		51.48	51.48		21.98

(出典：農業センサスほか)

3 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場 用地	住宅別荘用地	ゴルフ場・レ ジャー用地	農用地	公共用地	その他
H29 年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
H30 年	1.93ha	ha	ha	ha	ha	ha	*1.93ha
R 元年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

*送電線鉄塔用地
出典)山形村業務資料

4 森林資源の現況等

所有形態別

(1) 在村者・不在村者別私有林面積

項目	年次	私有林合計	在村者	不在村者			
				計	県内	県外	不明
実数(ha)	令和元年	654.98	437.79	217.19	100.37	57.75	59.07
構成比		100.0%	66.8%	33.2%	15.3%	8.8%	9.0%

出典)令和2年9月1日現在森林資源データ

(2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha	221	10～20ha	11	50～100ha	0
1～5ha	138	20～30ha	1	100～500ha	0
5～10ha	16	30～50ha	1	500ha 以上	1
総数					389

出典)令和2年9月1日現在森林資源データ

5 林産物の生産概況

種類	ぶなしめじ
生産量	8,000 kg
生産額(百万円)	320

出典)平成28年特用林産物生産統計調査

6 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況(面積・樹種・林齢・材積等)	経営管理実施権設定の有無
	(未設定)		